

## 鹿児島県高齢者保健福祉計画(案)に対する当会からの意見

- ・介護サービスの維持・充実、質の向上のためには、介護人材の確保、待遇向上は絶対である。介護職員処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算などの加算による対応ではなく、介護報酬本体の大幅な引き上げによる、介護従事者の待遇改善を進める必要がある。それにより、介護人材が確保できる。介護人材の大幅な待遇改善が行われない以上、介護人材の離職が進み、人材確保もできず、県民への適切な介護サービス提供はできない。

### 県の回答

介護職員の処遇改善については、介護職員が意欲をもって働き続けられるよう、事業者が介護職員処遇改善加算等を活用して処遇改善に取り組むよう、キャリアパス構築のための研修会や専門家の派遣等を実施している。

このほか、介護職員の社会的評価及び待遇の一層の向上を図るため、基本報酬の引き上げも含め、幅広い検討を行うよう国に対して要望しているところである。

なお、国においては、令和3年度介護報酬改定については、介護職員の人材確保  
・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営  
を巡る状況等を踏まえ、改定率は全体で+0.70%とするとしている。